

◎ 定時決定による新しい保険料は1年間変わることはないの？

定時決定で決められた標準報酬月額、次の定時決定まで変更しないことを原則としています。したがって、令和7年9月分から向こう1年間は新しい標準報酬月額による保険料となります。ただし、以下のような場合には、次の定時決定を待たずにその都度標準報酬月額を実態に合うように見直しを行います。

随時改定

昇(降)給などによりお給料の固定的な部分(基本給・家族手当など)に著しい変動が生じ、ある一定の要件を満たした場合。

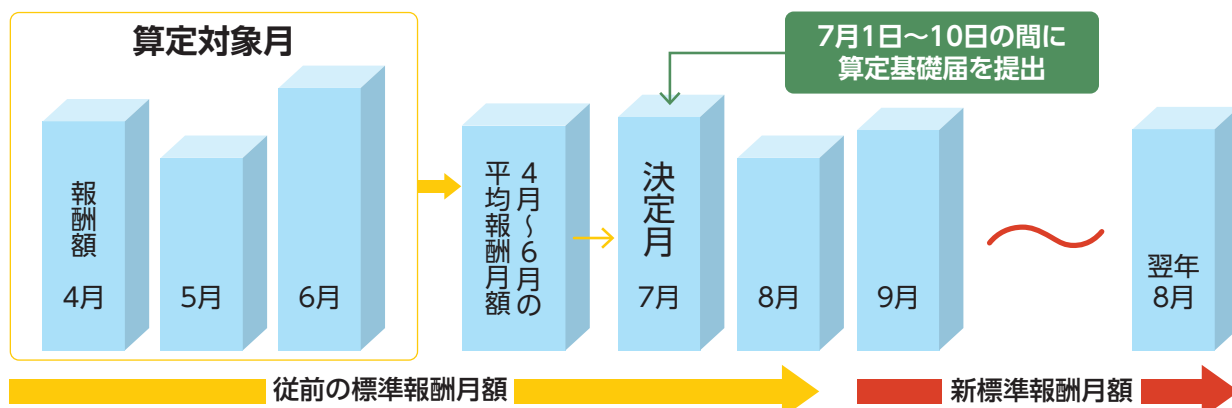
産前産後休業終了時改定

産前産後休業が終了し、短時間勤務や所定外労働の免除などで休業前に比べてお給料が変動した場合。

育児休業等終了時改定

育児休業等を終了し、かつ、3歳未満の子を養育している方が職場に復帰し、休業前に比べてお給料が変動した場合。

【標準報酬月額の定時決定の適用期間】



次の方は定時決定の対象から除かれます

- ① 6月1日から7月1日までの間に被保険者の資格を取得した人
資格取得時の標準報酬月額が翌年8月まで適用されます。
- ② 7月・8月・9月のいずれかに随時改定、または産前産後休業終了時改定・育児休業等終了時改定に該当する人
各改定の標準報酬月額が翌年8月まで適用されます。
- ③ 6月30日までに退職した人(資格喪失日が7月1日以前)

標準報酬月額の確認をお願いいたします

「算定基礎届」の提出については、健康保険分は当組合へ、厚生年金分は日本年金機構へそれぞれ提出いただいております。当組合と日本年金機構との間で決定された標準報酬月額に相違がないかを必ずご確認ください。相違がある場合は、管轄の本支部適用課(係)までご連絡ください。



ご協力
ありがとう
ございました

今年度もお忙しい中、事業主ならびに健康保険ご担当の皆さまには、「算定基礎届」の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

無事に算定業務を終了することができましたことをご報告するとともに、心より感謝申し上げます。

問合せ

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)

皆さまに毎月納めていただいている健康保険料は、原則年1回、4・5・6月の3ヵ月に受けた報酬に基づいて見直しを行い、その年の9月に決定します。これを「定時決定」といいます。

今年も7月に皆さまの健康保険料や介護保険料、保険給付額を決定するために必要な「算定基礎届」をご提出いただき、それに基づいて新しい「標準報酬月額」が決定されました。



◎ 標準報酬月額とは？

保険料や保険給付額の決定の基礎となる「仮の報酬」のことです。皆さまのお給料は昇(降)給や残業などにより毎月違う額となる場合が多く、保険料額を毎月のお給料で個々に算定すると事務処理が煩雑になってしまいます。そこで、健康保険事業の運営を円滑かつ迅速に行うために50等級に区分された仮の報酬等級に当てはめて、皆さまの標準報酬月額を決定いたします。

◎ 保険料の計算方法は？

決定した「標準報酬月額」に保険料率を乗じた額が毎月の保険料となります。ただし、保険料は事業主と折半となるため、実際にお給料から控除されるのはその半分となります。

健康保険料 = 標準報酬月額 × 千分の100

介護保険料 = 標準報酬月額 × 千分の15.8

※ 40歳以上65歳未満の方は、介護保険料を負担します。

健康保険料は、使途によって次のように区分されています

健康保険料 (千分の100)	一般保険料 (千分の98.7)	基本保険料 (千分の57.06)	被保険者および被扶養者の医療費や保険給付費、健診などの保健事業費などに充てられます。
		特定保険料 (千分の41.64)	後期高齢者支援金、前期高齢者納付金などに充てられます。
	調整保険料 (千分の1.3)	健康保険組合連合会が実施する、高額医療交付金交付事業と組合財政支援交付金交付事業の財源に充てられます。	

◎ 定時決定による新しい保険料はいつから納めるの？

9月に決定した保険料は、事業主が10月末日までに一括して納めます。健康保険への意識を高める意味で、ご自身がどれだけの保険料を支払っているのか、給与明細書をしっかり確認しましょう。

なお、新しい保険料については、10月中旬に事業所宛に「標準報酬月額改定(定時決定)一覧表」をお送りします。ご担当の方は必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。

確認
しましょう！

定時決定により
保険料が
変わる方が
います